

# 「障害女性に対応を」

## 差別禁止部会で条文化検討

障害者差別禁止法（仮称）を検討している内閣府の障がい者制度改革推進会議差別禁止部会（部長は棟居快行・大阪大教授）は11日、第18回会合で障害女性に対する差別の問題を取り上げ、差別禁止法にどう盛り込むべきか検討した。構成員らはおおむね「差別

禁止法で対応すべき問題だ」との見方だが、どのように入文化するかはまだ方向性が出ていない。今回は、障害女性にかかわる差別についてヒアリングを実施。DPI女性障害者ネットワークがまとめた「障害のある女性の生きにくさに関する調査」結果などが報告された。同ネットの報告によると、アンケートに答えた障害女性87人のうち、35%が性的被害を経験していた。例えば「マッサージ師として働く職場で、上司と2人きりになると後ろから抱きつかれて胸を触られた」（40代・視覚障害）などで、障害があることと女性

が絡み合っていることが報告された。同ネットの報告によると、アンケートに答えた障害女性87人のうち、35%が性的被害を経験していた。例えば「マッサージ師として働く職場で、上司と2人きりになると後ろから抱きつかれて胸を触られた」（40代・視覚障害）などで、障害があることと女性

授らは、差別禁止法に障害女性に関する条文を設けるよう訴えた。部会では、放置できない問題との認識で「障害女性差別という別個の類型を設けるか」「性と生殖についてどう差別を禁止するか」などの論点が挙がった。構成員からは「障害に基づく差別か女性に基づく差別か理由が判然としない」ともある。障害女性差別という類型があれば救済できる。「性と生殖に関しては男女関係なく規定すべきだ」などの意見が出たが、どのような書きぶりで規定するかはまとまっていない。一方、昨年改正された障

害者基本法は、「性別」という文言を新たに加え、「障害者施策は障害者の性別、年齢、障害の状態および生活の実態に応じて策定・実施されなければならない」といった書きぶりに変えるなどした。しかし同ネットは、性別という文言では不十分だと主張。同日の会合で、なぜダメかを問われ、「前進ではあるが、性別に配慮するという表現では『女性には家事の訓練を』『男性には就労支援を』といった性別役割分業の発想で読まれる心配がある。性別によって格差があるところは是正するのだと読める条文が欲しい」とした。